注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記載する欄	備　考
１　免許の申請の場合	２　３　４　５　６　７　８　９　10　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30	
２　変更の申請又は届出を行う場合	１　２　３　４　５　６　７　８　９　17（注１）　19（注２）　27(注３)　29（注４）　当該変更に係る記載欄	（注１）　18の欄に変更がある場合に限る。 （注２）　20の欄から26の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　28の欄に変更がある場合に限る。 （注４）　30の欄に変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　８　９　13　14　17　18	

２　１の欄は、現に免許を受けている無線局の包括免許の番号を記載すること。

３　２の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

４　３の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［削る］

［削る］

５　４の欄は、特定無線局（法第27条の２第１号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。

６　５の欄は、特定無線局（法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、当該申請に係る全ての無線設備を設置しようとする区域について、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［削る］

注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記載する欄	備　考
１　免許の申請の場合	１　２　４　５　６　７　８　11　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31　32　33	
２　変更の申請又は届出を行う場合	１　２　３　５　６　７　８　９　10　20（注１）　22（注２）　30(注３)　32（注４）　当該変更に係る記載欄	（注１）　21の欄に変更がある場合に限る。 （注２）　23の欄から29の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　31の欄に変更がある場合に限る。 （注４）　33の欄に変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　８　９　10　11　16　17　21	

２　※印を付けた欄は、記載しないこと。

３　１の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

４　２の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

５　３の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関包第12345号～関包第12350号」、「関包第12345号、関包第12350号」のように記載すること。

６　４の欄は、法第５条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

７　５の欄は、特定無線局（法第27条の２第１号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。

８　６の欄は、特定無線局（法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、当該申請に係る全ての無線設備を設置しようとする区域をコード表により該当するコードを記載すること。

９　７の欄の記載は、次によること。

⑴　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。

⑵　再免許の申請の場合は、⑴に準じて記載すること。